

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	こども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山市は、こども医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の自体を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富山市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	こども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>富山市こども医療費助成条例に基づき、子どもの健やかな成長を図り、もって子どもの福祉の増進に寄与することを目的として、保護者等に対し子どもの医療費を助成する。</p> <p>この医療費の助成の事務にあたり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び富山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(以下「番号利用条例」という。)の規定に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 受給資格証の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務2. 受給者の氏名・保護者等の変更等の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	乳幼児医療システム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
こども医療費助成特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・番号利用条例第4条第1項 別表第1 8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報提供の根拠] なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) [情報照会の根拠] 番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭部こども福祉課
②所属長の役職名	こども福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 文書法務課 電話番号 076-443-2261 ファックス番号 076-443-2170

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報システム課 電話番号 076-443-2015
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認と、確認の際にはチェックリストの作成を徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
	<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	富山市情報セキュリティポリシー等の規定に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐため、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することや、ユーザーIDに紐づけるアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定するなど、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置等を講じている。これらのことから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求中「請求先」	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 行政管理課 電話番号 076-443-2021 ファックス番号 076-443-2170	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 文書法務課 電話番号 076-443-2261 ファックス番号 076-443-2170	事後	
令和1年6月7日	II しいい値判断項目 1. 対象人数中「いつ時点の計数か」	2018/12/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月7日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数中「いつ時点の計数か」	2018/12/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月7日	IV リスク対策	なし	IVリスク対策のとおり	事後	
令和2年12月1日	II しいい値判断項目 1. 対象人数中「いつ時点の計数か」	2019/4/1	2020/8/1	事後	
令和2年12月1日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数中「いつ時点の計数か」	2019/4/1	2020/8/1	事後	
令和2年12月1日	IV リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(提供)	[O]接続しない(提供)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会の根拠] 番号法第19条第8号	[情報照会の根拠] 番号法第19条第9号	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	富山市子ども医療費助成条例に基づき、子どもの健やかな成長を図り、もって子どもの福祉の増進に寄与することを目的として、子どもの保護者に対し子どもの医療費を助成する。 この医療費の助成の事務にあたり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び富山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(以下「番号利用条例」という。)の規定に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 1. 受給資格証の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 2. 受給者の氏名・保護者等の変更等の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務 3. 県への補助金の申請に関する事務	富山市子ども医療費助成条例に基づき、子どもの健やかな成長を図り、もって子どもの福祉の増進に寄与することを目的として、保護者等に対し子どもの医療費を助成する。 この医療費の助成の事務にあたり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び富山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(以下「番号利用条例」という。)の規定に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 1. 受給資格証の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 2. 受給者の氏名・保護者等の変更等の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務	事後	
令和7年3月25日	I 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第2項 ・番号利用条例第4条第1項 別表第1 7の項	・番号法第9条第2項 ・番号利用条例第4条第1項 別表第1 8の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	I 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報統計課 電話番号 076-443-2015 ファックス番号 076-443-2202	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報システム課 電話番号 076-443-2015	事後	
令和7年3月25日	II しいい値判断項目 1. 対象人数中「いつ時点の計数か」	令和2年8月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	
令和7年3月25日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数中「いつ時点の計数か」	令和2年8月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	